

令和8年1月30日
監査事務局監査管理課

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

政務活動費に関するもの

経過

- 令和7年12月2日 職員措置請求書受付
令和7年12月19日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和8年1月13日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和8年1月27日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

市長は、市会議員に対して毎月55万円の政務活動費を支給しています。令和6年度の領収書を確認したところ、いくつかの不適切な使用が認められましたが、市長は返還請求権を行使していません。

不適切に使用された政務活動費について、市長は返還請求権を行使し、市財産の回復をすべきです。

監査の結果（勧告）

本件請求について、請求人の主張のうち研修費及び調査研究費に係る部分については請求人の主張に理由がないと認めますが、人件費に係る部分については、合議により次のように勧告することに決定しました。

勧告

市長に対し、次に掲げる措置を令和8年3月31日までに講じることを勧告します。

本件請求に係る人件費について、改めて精査した結果、政務活動費を充てることができない経費が含まれる場合には、損害を補填するために必要な措置を講じること。

<監査委員の判断>

- (1) 領収書1から領収書4までについて（人件費）
監査結果公表文10ページ及び11ページに記載のとおり
- (2) 領収書5について（研修費）
監査結果公表文11ページ及び12ページに記載のとおり
- (3) 領収書6から領収書9までについて（調査研究費）
監査結果公表文12ページ及び13ページに記載のとおり

<意見>（監査結果公表文14ページに記載）

- (1) 政務活動費については、会派又は議員に対し、収支報告書及び領収書等の写しを議長に提出することが義務付けられており、収支報告に係る各経費が政務活動費を充てができる経費であることを適切な資料をもって議長に明らかにすることが求められています。

政務活動費の執行に当たっては充當についての説明ができるよう書類等が整備されていることが原則となっているところ、本件請求に係る人件費（領収書1から領収書4までに係る経費）については、本件請求を受けて再点検した結果、「契約書の訂正や収支報告書における支出項目の変更について、改めて精査し、適正化を図る」旨の説明があつたため、監査委員が法定された期間内に調査を完了することができませんでした。本件請求に係る人件費については、業務実態について社会通念に照らして不自然な点も見受けられるところ、監査対象局の説明が明らかでないことにより、法定された期間内に監査委員が判断できるまでは至らなかったものです。政務活動費が公金であることに留意し、使途の透明性を確保し、適正に使用することを求めます。

- (2) また、本件請求においては、請求の理由として、手引きに従い保管している書類・資料等について開示請求をしたところ不開示決定を受けたため、政務活動との関連が判断できない旨述べられていました。

住民監査請求の本来の目的は、市民からの普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを求める請求について、監査委員が監査するものであり、請求人に対し、市政に関する情報を提供することを目的とするものではありません。

収支報告書に添付して議長に提出する領収書等の書類や報告事項の拡充を検討する等、会派又は議員がその使途について市民への説明責任を果たせるよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/20251202.pdf>



【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>



次ページあり

【参考】地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不适当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第 1 項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 佐藤 やよい Tel 045-671-3354